

ヘルパーステーション虹 訪問介護事業所 運営規程

第1条 事業の目的

広島医療生活協同組合が開設するヘルパーステーション虹訪問介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護、指定重度訪問介護、地域生活支援事業（以下「事業」という）は、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、居宅において介護又は支援を要する障害者・障害児、また難病等対象者に対し、適切な居宅介護等および移動支援を提供することを目的とする。

第2条 運営の方針

1. 事業所の訪問介護員等は介護又は支援を要する障害者・障害児、また難病等対象者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助、その他の生活全般にわたる援助を行う。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 事業所の名称及び所在地

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名称 ヘルパーステーション虹 訪問介護事業所
2. 所在地 広島市安佐南区西原九丁目8番22号

第4条 従業者の職種、員数及び職務内容

事務所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

1. **管理者**
常勤 1名
※ 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. **サービス提供責任者**
看護師 1名 介護福祉士 6名（常勤兼務 5名 非常勤兼務 1名）： 訪問介護員を兼務
※ サービス提供責任者は、事業所に対する利用申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成を行う。
3. **訪問介護員等**
介護福祉士 25名（常勤兼務 6名、非常勤兼務 19名）：看護師 1名：内、サービス提供責任者を兼務 7名
介護職員初任者研修修了者 22名以上（非常勤兼務）
4. **事務員**
非常勤 1名

第5条 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、国民の祝日、8月15日及び、12月29日から1月3日までを除く。
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
ただし、土曜日は午前8時30分から12時30分までとする。

第6条 指定居宅介護、指定重度訪問介護の内容

1. 身体介護 起床介助・更衣介助・食事介助・排泄介助・入浴介助・身体清拭・洗髪・その他
2. 家事援助 調理・掃除・洗濯・買い物・整理整頓・その他
3. 通院介助
4. 重度訪問介護

第7条 地域生活支援事業の内容

1. 移動支援 外出支援

第8条 利用料その他の費用の額

1. 指定居宅介護等および地域生活支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
2. 通常の居宅介護等および地域生活支援事業の実施地域以外の居宅を訪問して行う指定居宅介護等及び地域生活支援事業に要した交通費は、その実費を徴収する。自動車を使用した場合は、路程1km当たり30円、バイクを使用した場合は1km15円を実費として徴収する。
3. 前項の費用に支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。
4. 訪問直前（訪問30分前以降）のキャンセルや、連絡がないままに訪問介護従業者が訪問して留守であった場合等、キャンセル料として1回当たり1,000円＋消費税を徴収する場合がある。

第9条 通常の事業の実施地域

事業所の通常の事業の実施地域は、広島市安佐南区及び、安佐北区の全域とする。

第10条 緊急時等における対応方

1. 訪問介護員等は居宅介護等及び地域生活支援事業を提供しているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者もしくはサービス提供責任者に報告をするものとし、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等、必要な措置を講ずるものとする。
2. 居宅介護、重度訪問介護、移動支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族及び当該利用者に係る相談支援事業所等に連絡するとともに必要な措置を講ずるとともに賠償すべき明らかな過失が認められた場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

第11条 苦情及び相談に対する体制

1. 事業所は、居宅介護、重度訪問介護、移動支援に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業所は、居宅介護、重度訪問介護、移動支援に関して、市町村が行う文書、その他の物件の提出もしくは提示の求め、又は市町村職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第12条 虐待の防止のための措置に関する事項

1. 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のために次の措置を講ずることとする。
 - (1) 従業員に対する人権の擁護・虐待防止を啓発・普及するための研修の実施。
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理の体制の整備。
 - (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び検討結果について従業員への周知徹底。
 - (4) 利用者の人権の擁護・虐待等を防止に関する責任者の選定と設置。
 - (5) その他、虐待防止に必要な措置。
2. 事業所は、サービス提供中に訪問介護従業者または養護者（利用者の家族等、利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報することとする。

第13条 身体拘束等の禁止

1. 事業所はサービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
 - (1) 事業所は緊急やむ得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由その他必要な事項を記録し、2年間保存する。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知徹底。
 - (3) 身体拘束等の適正化のための指針の整備。
 - (4) 従業員に対する、身体拘束等の適正化のための研修の実施。

第14条 業務継続計画（BCP）の策定に関する事項

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護等および地域生活支援事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業所は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第15条 その他運営に関する重要事項

1. 事業所は、訪問介護従業者の資質向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 月1回
 - (3) その他の研修
2. 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
3. 事業所は、居宅介護、重度訪問介護、移動支援に関する諸記録を整備し、その完結から2年間又は5年間は適切に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、または実費負担によりその写しを交付する。
4. この規程に定める項目のほか、事業所の運営に関する重要事項は、広島医療生活協同組合の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は平成18年4月1日から施行する。
この規程は平成18年9月1日から施行する。
この規程は平成18年12月15日から施行する。
この規程は平成19年4月20日から施行する。
この規程は平成20年4月16日から施行する。
この規程は平成20年5月16日から施行する。
この規程は平成20年5月27日から施行する。
この規程は平成22年2月1日から施行する。
この規程は平成22年7月1日から施行する。
この規程は平成22年10月16日から施行する。
この規程は平成23年7月21日から施行する。
この規程は平成23年9月16日から施行する。
この規程は平成23年10月1日から施行する。
この規程は平成24年4月1日から施行する。
この規程は平成24年6月1日から施行する。
この規程は平成24年8月1日から施行する。
この規程は平成24年9月15日から施行する。
この規程は平成24年10月16日から施行する。
この規程は平成25年2月1日から施行する。
この規程は平成25年4月1日から施行する。
この規程は平成25年11月1日から施行する。
この規程は平成26年4月1日から施行する。
この規程は平成26年7月1日から施行する。
この規程は平成27年1月1日から施行する。
この規程は平成27年4月1日から施行する。

この規程は平成 27 年 4 月 20 日から施行する。
この規程は平成 28 年 11 月 16 日から施行する。
この規程は平成 29 年 2 月 1 日から施行する。
この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は令和 元年 5 月 1 日から施行する。
この規程は令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は令和 2 年 7 月 13 日から施行する。
この規定は令和 3 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は令和 4 年 11 月 16 日から施行する。
この規程は令和 5 年 2 月 16 日から施行する。
この規程は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。看護師 1 名
この規程は令和 6 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は令和 7 年 1 月 16 日から施行する。